

令和3年第1回五霞町議会定例会会議録

議 事 日 程 (第1号)

令和3年3月4日(木曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 一般質問
- 日程第 5 承認第 1号 専決処分の承認について
(令和2年度五霞町一般会計補正予算(第9号))
- 日程第 6 承認第 2号 専決処分の承認について
(令和2年度五霞町一般会計補正予算(第10号))
- 日程第 7 承認第 3号 専決処分の承認について
(令和2年度五霞町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号))
- 日程第 8 議案第 1号 五霞町教育委員会委員の任命同意について
- 日程第 9 議案第 2号 五霞町立小学校統合及び小中一貫教育準備委員会条例
- 日程第10 議案第 3号 五霞町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第 4号 五霞町基金条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第 5号 五霞町福祉センターに設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第 6号 五霞町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第 7号 五霞町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第 8号 五霞町放課後児童健全育成事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第 9号 五霞町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

- 日程第17 議案第10号 五霞町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第11号 五霞町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第19 議案第12号 五霞町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第20 議案第13号 五霞町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第21 議案第14号 工事請負契約の変更について
(令和2年度五霞町環境浄化センター受変電設備更新工事)
- 日程第22 議案第15号 五霞町福祉センター「ひばりの里」の指定管理者の指定について
- 日程第23 議案第16号 五霞町多目的集会センターの指定管理者の指定について
- 日程第24 議案第17号 町道の廃止について
- 日程第25 議案第18号 町道路線の変更について
- 日程第26 議案第19号 町道の認定について
- 日程第27 議案第20号 令和2年度五霞町一般会計補正予算(第11号)
- 日程第28 議案第21号 令和2年度五霞町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
- 日程第29 議案第22号 令和2年度五霞町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
- 日程第30 議案第23号 令和2年度五霞町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第31 議案第24号 令和2年度五霞町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第32 議案第25号 令和2年度五霞町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第33 議案第26号 令和2年度五霞町水道事業会計補正予算(第3号)
- 日程第34 議案第27号 令和3年度五霞町一般会計予算
- 日程第35 議案第28号 令和3年度五霞町国民健康保険特別会計予算
- 日程第36 議案第29号 令和3年度五霞町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第37 議案第30号 令和3年度五霞町介護保険事業特別会計予算
- 日程第38 議案第31号 令和3年度五霞町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第39 議案第32号 令和3年度五霞町農業集落排水事業特別会計予算

日程第40 議案第33号 令和3年度五霞町水道事業会計予算

日程第41 発議第1号 五霞町議会予算特別委員会の設置

日程第42 請願第1号 茨城県に対し、「新県道幸手-境線における交通安全施設と交通規制を求める意見書」の提出を求める請願書

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（9名）

1番	小野寺 宗一郎 君	2番	黛 丈夫 君
3番	江 森 美佐雄 君	4番	山 本 芳 秀 君
5番	植 竹 美智雄 君	6番	新 井 庫 君
8番	宇 野 進 一 君	9番	鈴 木 喜一郎 君
10番	樋 下 周一郎 君		

欠席議員（1名）

7番 伊 藤 正 子 君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	染 谷 森 雄 君	副 町 長	田 神 文 明 君
教 育 長	千 葉 道 子 君	総 務 課 長	山 中 一 郎 君
まちづくり 戦 略 課 長	田 口 啓 一 君	会 計 管 理 者 兼 町 民 税 務 課 長	山 下 仁 司 君
健康福祉課長	荒 井 富 美 子 君	生 活 安 全 課 長	松 村 聖 市 君
都市建設課長	古 郡 健 司 君	産 業 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	笈 沼 光 行 君
教 育 次 長	猪 瀬 英 子 君	上 下 水 道 課 長	大 関 千 章 君

事務局職員出席者

事務局長 江 森 薫 書 記 落 合 宏 紀

書 記 伊 藤 弘 美

開会 午前10時00分

◎開会宣告及び議長挨拶

○議長（鈴木喜一郎君）おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから令和3年第1回五霞町議会定例会を開会いたします。

開会に当たり一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には、何かとお忙しい中、御出席をいただきまことに御苦労さまです。

本定例会には、38件の議案等が提出されており、特に令和3年度の各会計予算を審議する大事な議会でもあります。また、本定例会では、予算特別委員会の設置が予定されておりますので、どうか議員各位には慎重なる審査と円滑なる運営がなされますようよろしくお願い申し上げます。

なお、本定例会に当たり、去る2月19日午後1時から議会運営委員会が開催され、別紙、定例会の会期及び審議予定表のとおり審議されておりますので御報告を申し上げます。

◎会議成立の宣言

○議長（鈴木喜一郎君）ただいまの出席議員は9名であります。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

なお、伊藤正子議員から本定例会について欠席の届出がありましたので御報告いたします。

◎町長挨拶

○議長（鈴木喜一郎君）ここで、町長の挨拶をお願いいたします。

町長。

○町長（染谷森雄君）改めまして、おはようございます。

開会に当たりまして一言御挨拶を述べさせていただきます。

本日は、令和3年第1回定例会を開催いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、年度末の何かとお忙しい中、御出席をいただきまことにありがとうございます。

本定例会には、執行部といたしましては、議案として専決処分の承認が3件、人事案件が1件、条例の制定及び改正が12件、工事請負契約の変更が1件、指定管理者の指定についてが2件、町道の廃止についてが1件、町道路線の変更についてが1件、町道の認定についてが1件、それに、令和2年度の一般会計及び特別会計の補正予算が7件、令和3年度の一

般会計及び特別会計予算が7件の合計36件を御提案させていただいております。詳細につきましては、お手元の議案書により説明させていただきますので、御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げ、御挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いたします。

◎開議の宣告

○議長（鈴木喜一郎君）これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（鈴木喜一郎君）会議規則第20条による議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鈴木喜一郎君）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第120条の規定により、1番 小野寺宗一郎君、6番 新井 庫君の2名を会期中の署名議員として指名いたします。

◎会期の決定

○議長（鈴木喜一郎君）日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期を本日から3月17日までの14日間といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月17日までの14日間とすることに決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（鈴木喜一郎君）日程第3、諸般の報告をいたします。

地方自治法121条の規定により、本日の議案説明員の出席者を報告いたします。

町長、副町長、教育長、関係課長等が出席しております。

また、議事の円滑なる進行を図るため、連絡員として関係職員及び写真撮影のため、まちづくり戦略課 金谷主査の入場を許可しております。

これで諸般の報告を終わります。

◎町長の施政方針

○議長（鈴木喜一郎君）次に、町長から令和3年度の施政方針をお願いいたします。

町長。

〔町長 染谷森雄君 登壇〕

○町長（染谷森雄君）それでは、お手元に配布をさせていただいております施政方針。これを朗読させていただきます。

本日、ここに令和3年第1回五霞町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には何かと御多用の折、御参集いただき心から感謝申し上げます。

開会に当たりまして、新年度に臨む私の所信及び町政運営に関する基本方針を申し述べさせていただきます。議員の皆様並びに住民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

初めに、新型コロナウイルス感染拡大防止により、我々の日常生活はさまざまな場面で行動が制限され、平穩に過ごしてきた日常のありがたさを改めて実感することになりました。

令和元年11月から始まったと言われる新型コロナウイルス感染症は、いまだに世界で猛威をふるい続けており、日本においても、2月以降は感染者数が減少傾向にあるものの、二度にわたり緊急事態宣言が発令されるなど、かつてない経験をしております。

茨城県においても、県独自の緊急事態宣言が解除されたものの、依然として収束が見えない中、住民の生命と健康を守るため、献身的に御尽力いただいております医療従事者の方々をはじめとする皆様に改めて感謝申し上げます。

本町におきましては、国・県の支援事業を踏まえ、感染防止対策として三つの柱を中心に必要な施策を講じ、「町民の生命を守る」、「町民の暮らしを守る」、「五霞の活力を守る」ための取り組みを続けてまいりました。公共施設、避難所等にアルコール消毒液や非接触型の体温計等を設置する一方、子育て世帯への応援給付金の支給やプレミアム商品券などによる飲食店・商店・消費者への消費喚起支援など、先行きが見えない中、目の前の課題解決に最善を尽くして取り組んできたところです。この間、多くの企業、団体の方から感染拡大を防止するために、寄附金、マスク、消毒用アルコールなどたくさんの御支援、御協力をいただいております。皆様に改めて感謝申し上げます。

幸い本町では、2月末までの発症者数は6名で、令和2年12月24日以降発生しておりません。感染症対策に御尽力をいただいております関係者の方々、そして御協力をいただいている住民の皆様に深く感謝申し上げます。

また、昨年は感染拡大防止のため、町民の皆様の命と健康を守るための苦渋の判断でありましたが、ふれあい祭りをはじめとしたイベントや多くの事業を見送らざるを得ませんでした。町民の皆様には、この主旨を御理解の上、どうか、本町のまちづくりへの意欲を維持していただき、コロナが収束した際には、一段とレベルアップして町とともに取り組んでいただけますよう御協力のほど、よろしく願いいたします。

町では、今後も引き続き、新型コロナウイルス感染症から町民の皆様の生命と健康を守ることを最優先とし、4月にも開始される新型コロナウイルス感染症のワクチン接種につきましても、安全かつ円滑に実施できるよう国・県及び医療機関と連携し、準備に万全を期して進めてまいります。

次に、我が国の経済状況について申し上げます。

日本経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、先行きが見えない状況にあります。令和2年度補正予算の政策効果等もあり、持ち直しの動きが見られるものの、新型コロナウイルス感染症が内外経済を下振れさせるリスクに十分注意する必要があるとしています。

このような中、政府は、国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策を通じて、雇用と事業を支えながら新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するとともに、ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現を図り、防災・減災・国土強靱化の推進など、安全・安心の確保を進めていくとしています。

以上のような方針のもと、国の令和3年度政府予算案は、令和2年度第3次補正予算と3年度当初予算を一体として編成され、予算規模を示す一般会計総額は前年度に比べて5.7%増の106兆6,097億円で、社会保障関係費も35兆8,421億円と、前年度より1,507億円上回る編成となる一方、税収は前年度より6兆650億円、9.5%の減収になると見込まれ、公債依存度は40.9%と前年度より9.2ポイント増加しております。

また、令和3年度の地方財政対策におきまして、新型コロナウイルス感染症の影響により、地方税等が大幅な減収となる中で、地方が地域社会のデジタル化や防災・減災、国土強靱化、地方創生の推進、地域社会の維持・再生等に取り組みつつ、安定的な財政運営を行うために必要となる一般財源総額については、前年度を上回る額が確保されたところであります。しかしながら、地方財政は国の施策によっても影響を受けることから、その状況について注視してまいります。

次に、本町の令和2年度の主な事業の取り組みについて申し上げます。

令和2年度は、今後20年を見据えた第6次五霞町総合計画の初年度であり、新型コロナウイルス感染症対策を最優先に取り組みつつ、まちづくりの将来像「キラリ☆五霞町～快適で居心地のよいまち～」の実現に向けて、本町の特性を最大限に生かして各種施策を着実に

進めてまいりました。

町政運営の要である安定した財政基盤を構築していくため、平成26年度から事業に着手しておりました五霞インターチェンジ周辺地区土地区画整理事業につきましては、これまで7社の進出企業が決定しており、令和2年度で事業を完了することができました。税収面では、昨年度、2億円を超える収入を確保することができ、雇用面においても1,700人規模で従事されております。現在、新たな開発候補地の検討に入っており、更なる飛躍を目指してスピード感を持って事業を進めてまいります。また、道の駅ごかの後背地につきましては、道の駅ごかの拡充を含めた町の活性化を図るために購入し、今後、民間活力の導入等も見据えながら、新たな道の駅を目指し、検討してまいります。

次に、ごかみらい産業団地内の調整池を平常時に多目的広場として有効活用するため、Street sports park GOKA をオープンいたしました。この施設は、東京オリンピックの正式種目となり人気を集めているスケートボードや3人制バスケットボール、関東初の連盟認定パークのスラックラインなどが利用できる施設で、施設内には、いばらき大使であるAKB48チーム8の岡部 麟さんに巨大アートを描いていただいております。若者の交流の場としてのにぎわいの創出や道の駅ごかへの相乗効果を期待しております。

次に、防災・減災対策につきましては、昨年も日本各地で多くの自然災害が発生しました。幸い本町では、大きな災害に見舞われませんでした。新型コロナウイルス感染症に備えた新たな対策が必要になり、避難所での感染防止対策や危機管理体制を見直すとともに、車両ごと避難できるよう情報・防災ステーションごか隣接地を避難場所として約800台収容できるように整備しました。今後も、地域、企業、関係機関とも連携を図りながら感染防止対策を踏まえた複合災害の対応に万全を期してまいります。また、平常時には、自然環境を生かした憩いの場としての活用を検討し、観光の拠点にも結びつけながら町の活性化につなげてまいります。

次に、町立学校につきましては、一昨年10月に五霞町立学校のあり方検討会を設置し、将来を担う子供たちの健全育成と五霞町における義務教育のあり方について、幅広い見地から検討をいただき、昨年10月に小学校統合と小中一貫教育を目指すべきとした具申書が教育委員会に提出されました。この具申書を受けて、本町の子供たちによりよい教育環境を整備するため、総合教育会議において五霞町立小学校統合及び小中一貫教育基本方針を策定いたしました。基本方針では、東・西小学校を統合し、新たな小学校を西小学校の施設を活用し、よりよい教育のため、隣接型の小中一貫教育の実施を目指すこととしました。今後は、基本構想の策定と準備委員会を設置し、小学校統合と小中一貫教育に係る協議・調整を行い、令和6年4月の開校を目指してまいります。

次に、学校教育の環境整備につきましては、国が推進するGIGAスクール構想を実現するため、児童生徒一人1台の学習用端末と高速大容量の通信ネットワークを整備しました。今後の学習活動においては、国の新学習指導要領に基づき、小学校に加え、中学校においてもプログラミング教育が必修化されるなど、積極的にICTを活用し、多様な子供たちを誰

一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学びの実現を目指してまいります。

これ以外にも多くの事業を実施してきましたが、主な事業の取り組みを御説明させていただきました。

続きまして、本町の当初予算案について申し上げます。

予算編成に当たっては、多額の財源不足が想定されたことから、聖域を設けることなく、全ての施策を対象に、その緊急性や町民ニーズ等を十分考慮した上で、優先順位を設定するなど、今後の方向性を再検討するとともに、徹底した経費削減に取り組み、歳出全体の抑制を図りながら財源配分の重点化を大胆に進めることとしました。このような厳しい財政状況にありながらも、第6次五霞町総合計画に掲げるまちづくりの将来像「キラリ☆五霞町～快適で居心地のよいまち～」の実現に向け、本計画の目標と成果を意識した重点的・効率的な予算編成を行ったところであります。

歳入の根幹をなす町税は、土地の評価替えや新型コロナウイルス感染症の影響、税制改正に伴う法人税割の税率引き下げなどにより、固定資産税や町民法人税が減収する見通しであり、また、地方交付税は前年度と同額程度を見込んでいますが、一般財源総額の増額は見込めず、引き続き厳しい状況であることから、臨時財政対策債発行額の増額や財政調整基金の取り崩しなどにより財源対策を行うこととしております。

歳出では、主要幹線道路町道5号線の整備、小学校の統合及び小中一貫教育の実施に向けた準備、川妻浄水場の施設整備、地域活性化連携事業、認定こども園の建替え補助、新たな土地利用の事業化に向けた検討業務、下水道施設の共同化に向けた公共下水道と農業集落排水の統合業務などを行うこととしております。

こうして編成した新年度予算は、一般会計が44億7,000万円と、前年度に比べ3,000万円、0.7%の減額となっております。また、特別会計におきましては、五つの特別会計を合わせて28億3,268万2,000円となっており、一般会計と特別会計を合わせた予算の総額は、73億268万2,000円と、前年度に比べて1億4,839万9,000円、2%の減額となっております。また、水道事業会計予算につきましては、収益勘定では、収入及び支出が4億4,500万5,000円、資本勘定では、収入が7億1,048万6,000円、支出が8億3,305万6,000円となっております。

令和3年度は、国の補正予算を活用して実施する町道5号線の整備や学校整備基本構想策定費などを計上した令和2年度補正予算と令和3年度当初予算を一体的な予算として捉え編成しております。さらに、国において予算化され、今後支出が見込まれる新型コロナウイルスワクチン接種を含む感染症対策につきましては、機動的かつ弾力的に対応してまいります。

続きまして、具体的な施策の展開として、総合計画の施策に沿って申し上げます。令和3年度は、総合計画の策定から2年目を迎えます。2015年に国連で採択された持続可能な開発目標「SDGs」17の目標と169のターゲットの視点を総合計画のあらゆる分野で本町の実情に合わせて取り組みながら各施策を展開してまいります。

ここから、第1章、まちのかたち「グランドデザイン」。都市基盤・生活基盤・環境・防災・防犯について申し上げます。

都市基盤の分野では、令和2年度をもって五霞インターチェンジ周辺地区土地区画整備事業を完了することができました。今後進出を予定している企業が円滑に進出できるよう調整してまいります。

次に、開発区域につきましては、都市計画マスタープランに基づき、広域的・複合的な商業・工業・流通を中心とした市街地の形成に向けて、新たな産業系の土地利用が図れる区域を検討してまいります。また、人口減少対策として、市街化調整区域内に区域を指定して、分家住宅等における出身要件を問うことなく住宅の建築、一定規模の店舗や事務所、賃貸住宅などの立地が可能となるよう、引き続き区域指定を検討してまいります。

主要幹線道路の整備につきましては、交通の利便性及び安全性の向上を図るとともに、町内道路ネットワークの強化を促進するため、新4号国道から町道8号線への主要なアクセス道路である町道5号線の整備を進め、令和3年度末の供用開始を予定しております。

公共交通の分野では、本格運行から5年目に入ったコミュニティ交通「ごかりん号」は、運行ルートの定着とさまざまな利用促進策の効果に加え、通勤利用者がふえ、着実に利用者数が伸びてきております。今後ますます高齢化が進展していく中、公共交通を必要とする方々が利用できるよう幹線バスと公共交通空白地有償運送を組み合わせた運行ルートの見直しなど、本町に合った公共交通網の構築を進めてまいります。

環境の分野では、再生可能エネルギーの導入促進を図るため、蓄電システムを導入する町内住宅に対して、設置費の一部を助成する補助事業を新たに導入いたします。

空き家対策につきましては、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、地方への移住機運が高まる中、県内の空き家の需要がふえてきております。本町の豊かな自然環境や立地優位性を生かし、移住の受け皿となるべく、空き家バンクの活用や情報提供、物件の掘り起こしなど、県の宅地建物取引業協会と連携をし、積極的に空き家の利活用を推進してまいります。

水道事業におきましては、水の安定的な供給を図るため、企業進出等による水需要や施設設備の老朽化対策として、川妻浄水場の浄水設備増設工事を引き続き実施してまいります。また、老朽化した川妻浄水場の設備を計画的に更新していくため、配水・揚水設備の更新工事を実施してまいります。

下水道事業につきましては、設置後36年経過した環境浄化センターの自家発電設備の更新工事を実施するとともに、令和5年度までに公共下水道事業特別会計及び農業集落排水事業特別会計の地方公営企業法適用に向けて事業を進めてまいります。また、下水道事業の広域化・共同化につきましては、公共下水道事業と農業集落排水事業との経営統合に向けた、農業集落排水の各施設の財産処分手続を進めてまいります。さらに、引き続き、県関係部局と協議調整を進めながら、必要となる調査・設計等を進めてまいります。

防災の分野では、近年の記録的な台風や大雨などにより、全国各地において大規模災害が

発生していることを踏まえ、いつ発生しても的確に対応できるよう防災・危機管理体制の強化が重要であります。避難勧告を発令した一昨年 10 月の台風 19 号の教訓を踏まえ、引き続き、被害想定に応じて柔軟な対応がとれる体制と避難所における感染防止対策を進めてまいります。

ハード・ソフト両面から、更なる防災・減災の取り組みを行い、災害への備えを強化するため、東北新幹線高架下の堤防につきましては、J R 東日本において整備が進められることとなりましたが、完了するまでの間、利根川栗橋流域水防事務組合において大型土のうを設置し対応していくことから、それぞれの関係機関としっかり調整してまいります。

また、避難所における備蓄食料や応急資材を整備するとともに、迅速かつ円滑な災害情報の伝達に努めてまいります。

コロナ禍にあっても、感染防止対策に配慮しながら町民の皆様の安全・安心を確保するため、防災・経営管理体制の強化を図ってまいります。

防犯の分野では、地域の安全な暮らしを守るため、セーフティマイタウンや子ども見守りスクールガードをはじめ、関係団体、地域の方と連携し、引き続き、登下校時の防犯パトロールを実施し、犯罪防止と児童生徒の安全確保に努めてまいります。

第 2 章、ひとの暮らし「ライフデザイン」。教育・文化・健康・子育て・福祉についてでございます。

学校整備につきましては、昨年 12 月に五霞町立小学校統合及び小中一貫教育基本方針を策定しました。この基本方針に基づき、子供たちのよりよい教育環境を整備するための基本構想を策定するとともに、小学校統合に向けた準備を進めていくため、教育委員会内に学校統合準備室を設置し、組織体制を強化してまいります。あわせて、五霞町立小学校統合及び小中一貫教育準備委員会を設置し、令和 6 年度の開校に向けて準備を進めてまいります。

学校教育の分野では、学力の向上や豊かな社会性の育成等を目指して、一人一人の学習状況や学習内容の定着状況を把握し、補充指導や個別指導を含めたきめ細かな指導を行う教育活動指導員を引き続き、各校に二人配置いたします。英語教育につきましては、引き続き、外国語指導助手 A L T を小学校一人、中学校へ一人配置するとともに、英語技能検定受験料を補助します。

さらに、令和 2 年度から児童生徒一人に 1 台の学習用端末が整備されたことを受け、新学習指導要領に基づき、個別最適な学びと未来社会を創造する力を育むことができるよう I C T を効果的に活用した授業を推進してまいります。

生涯学習の分野では、社会性や人間性の豊かな子供を育成するため、認定こども園や学校において家庭教育学級を開催するとともに、家庭教育支援員を配置し、就学前の全ての家庭を訪問して保護者への情報提供や相談対応など、家庭教育支援の充実を図ってまいります。また、学びの機会をより充実するため、企業や地域の方々の協力を得ながら、夏休みや冬休みを利用して、さまざまな体験ができる子ども教室を開催します。さらに、本に親しむ出会いの場として、乳児相談などの機会に絵本を開く楽しい体験と絵本をセットでプレゼント

するブックスタート事業を新たに開始いたします。

スポーツの分野では、昨年、B & G財団より本町の海洋センターが10年連続で特Aという最高の評価をいただきました。海洋センターでのこれまでの利用実績や水辺の安全教室、夏休みのB & G塾などのさまざまな活動が認められたものであります。今後も、当海洋センターをスポーツの拠点として、子供から大人まで幅広くスポーツに親しみ、スポーツの力を生かしたまちの活性化に取り組んでまいります。また、一昨年開催されたいきいき茨城ゆめ国体五霞町ウォーキング大会では、多くの皆さんに参加していただき、ウォーキングを通して、本町の自然や歴史等を改めて発信することができました。手軽に行うことができるウォーキングを町に根付かせていくため、大会開催に向けて準備を進めてまいります。コロナ禍における新しい生活様式に沿った開催も視野に入れて、関係団体の協力を得ながら開催内容を検討してまいります。さらに、河川空間を利用した茨城県指定のヘルスロードや利根川のサイクリングコース、Street sports park GOKAなどを活用しながら、町民の健康増進とスポーツの活性化を図ってまいります。

子育ての分野では、妊娠期から子育て期にわたって切れ目ない支援を行うため、昨年10月に子育て世代包括支援センター「八つ子」を健康支援室内に設置しました。センターの設置に伴い、産婦健診の助成や出産までの支援プランの作成、育児に不安のある産婦への産後ケア事業をスタートしました。引き続き、出産や子育てに関する相談、子供の成長に合わせた情報提供を行ってまいります。

保育の分野では、認定こども園五霞幼稚園・保育園の園舎建替えを支援するほか、町内の認定こども園2カ所が実施する各保育事業に対する支援や高校生までの医療福祉費の助成や出産時・小学校等入学時の祝い金支給など、子育て世代の経済的負担の軽減と子育て環境の更なる充実を図ってまいります。

また、結婚支援につきましては、町が委嘱した結婚支援員を中心に、結婚を希望する人たちの出会いの場の創出や相談支援、切れ目のない支援をするとともに、結婚に関する啓発活動など、より一層の結婚支援の充実を図ってまいります。さらに、埼玉県の新隣5市町と結婚支援広域連携による婚活パーティーを計画するなど、広域的に連携した結婚支援にも取り組んでまいります。

健康の分野では、新型コロナウイルスワクチン接種について、2月5日に新型コロナワクチン対策室を設置し、接種体制の構築、医療機関との調整、相談への対応、住民への情報提供などの準備に全力で取り組んでいるところであります。引き続き、住民の皆様が安全かつ円滑に実施できるよう猿島郡医師会と連携し、接種体制の構築に全力を尽くしてまいります。また、特定健康診査とがん検診等の集団検診につきましては、感染症予防の観点から事前予約制をとるなど感染防止対策を講じて、生活習慣病やがん疾患の早期発見・早期治療の促進を図ってまいります。

高齢者支援の分野では、住み慣れた地域で自分らしく健やかに安心して日常生活を送ることができるよう、医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供できる地域包括ケアシステ

ムを推進し、生活支援のコーディネートや協力員の見守り、訪問活動など生活支援の充実に努めてまいります。さらに、高齢者の生きがいづくりとして、シニアクラブ活動支援やいきいき活動ポイント事業を引き続き実施し、介護予防の促進や引きこもりの抑制を図ってまいります。

障害者福祉の分野では、障害のある方が安心して暮らすことができる地域社会の実現に向けて、各事業所や関係機関と連携し、相談体制の充実やサポート体制の確立に努めてまいります。

第3章、まちのしくみづくり「ソーシャルデザイン」。まち・地域づくり・産業についてでございます。

道の駅ごかを拠点とした新たな地域活性化事業につきましては、株式会社 五霞まちづくり交流センターに町職員を派遣し、交流センター社員とともに6次産業化による農産物の商品化、ふるさと納税を活用した商品展開等により地域産業の活性化と観光事業との相乗効果を図ってまいります。

観光の分野では、例年、道の駅ごかを含めた工場見学によるバスツアーや利根川・江戸川・権現堂調節池の水辺空間、歴史的建造物の関宿水閘門などの自然との調和のとれた豊かな箇所へのサイクリングなどで、多くの方が五霞町を訪れています。さらに、ごかみらい産業団地にオープンした Street sports park GOKA は、町内だけでなく遠方からも、特に若い世代の来町者が施設を利用しています。このような新たに来町された方に、五霞町産八つ頭を使った「五霞いもコロッケ」やそば焼酎「川霞」、「ローズポークまん」といった人気商品をアピールし、地域資源を最大限活用しながら本町の魅力を内外へ発信するとともに、企業との包括連携協定を積極的に推進し、地域の活性化や町民サービスの向上によって、本町の更なる魅力度アップに努めてまいります。

情報発信の分野では、多様な情報発信手段、広報、ホームページ、SNSを活用しながらまちづくりに関する情報や行政情報を発信していきます。また、より多くの方にまちづくりに参加していただけるよう情報発信アプリ「ごかファンクラブ」を軌道に乗せ、まちの活動に協力する人や応援する人をふやせるよう、コンテンツ等の充実を図り、町内外へ五霞町の魅力を発信してまいります。

農業政策の分野では、年々、農業従事者の高齢化と、それに伴う農用地利用の低下による荒廃農地や耕作放棄地等の増加が喫緊の課題となっております。今後、農地を継続・発展させるために、意欲ある農業者へ農地の集積・集約化や農業後継者の育成・確保が急務となっておりますことから、農地の有効利用のための基盤整備や農地中間管理事業による農地集約化の推進を図ってまいります。また、毎年開催している「五霞農業塾」についても、関係機関と連携し、必要な知識や生産技術を習得していただけるよう推進していくほか、各種支援事業に取り組みながら農業就業者の増加を促進してまいります。

地域コミュニティの分野では、行政区運営助成金やコミュニティ助成事業を活用して行政区活動を支援するとともに、住民が主体的にまちづくりへ参加・協力していただけるよう、

各種団体に要請していきます。

地域福祉の分野では、人と人とのつながりを大切にし、ともに支え合いながら安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指し、第3次となる地域福祉計画の策定を進めてまいります。

男女共同参画につきましては、令和3年度をもって第1次の男女共同参画推進プランの期間が満了となります。性別にかかわらず、その個性と能力を發揮できる社会の実現への意識が、この数年で急速に顕在化してきております。これらを踏まえ、第2次となる男女共同参画推進プランの策定を進めてまいります。

第4章、まちのしごと「行財政運営」についてでございます。

第6次五霞町総合計画の2年目である本年度は、昨年度、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、各事業の取り組みに大きく影響を及ぼしましたが、行財政改革は待ったなしの状況となっております。コロナ禍における社会・生活様式が大きく変わる中、行政も自主性を備えつつ、新たな生活様式を見据えた行政運営が求められており、持続可能な行政運営をしていくためには、事業の見直しと稼ぐ力を高めた安定財源の確保が重要であります。そこで、さまざまな経費の削減やICTやマイナンバーカードを活用した住民サービスの提供や効果的な人材育成による職員の資質向上、事務事業の合理化、長寿命化を踏まえた公共施設の管理など、限りある町の予算を効率的かつ効果的に配分し執行してまいります。さらに、現在実施しているふるさと応援寄附金事業につきましても、地元商品の発掘により返礼品を充実させるとともに、広告・宣伝にも工夫を凝らし、更なる財源確保に努めてまいります。

地方創生推進事業につきましては、第6次総合計画の重点プロジェクトである「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、企業版ふるさと納税や各種地方創生交付金制度を積極的に活用してまいります。さらに、コロナ禍において社会や経済システムが大きく変わる中、本町の立地優位性を生かし、移住の受け皿ともなるべく、ポストコロナ時代を見据えた施策を推進してまいります。

国がデジタル社会の基盤として普及を進めるマイナンバーカードにつきましては、本町では約二人に一人が取得しており、未取得者に対しては引き続きマイナンバーカードの申請支援をしてまいります。また、マイナポイント事業が9月30日まで延長されたことから、申し込み促進及び設定支援を行ってまいります。

以上、令和3年度の町政に対する所信の一端と新年度の施策の概要を申し上げます。

新型コロナウイルスとの闘いは道半ばであり、町民や事業者の皆様、行政が一体となって新型コロナに立ち向かい、この国難を乗り越えなければなりません。一日も早く平穏な日常生活を取り戻すことができるよう、感染拡大防止を最優先に取り組むとともに、落ち込んだ経済を回復するための経済活動との両立を図り、自治体の使命である「住民福祉の増進」のため、精いっぱい取り組んでまいります。

これまで私は、「絆」を合言葉に行政運営を行ってまいりました。これは、人と人とのつ

なかりを指しており、コロナ禍における3密を避けるという物理的な距離をとらざるを得ない状況であっても、変わることはありません。何事にもかえがたい、地域コミュニティを形成する原点であると考えております。今後も「小さくてもきらりと輝くまちづくり」を旗印に、住民の皆様、団体・企業の皆様とともに、全職員一丸となって、この困難に向けて取り組んで、この難局を乗り越えていきたいと考えております。どうか、議員の皆様並びに町民の皆様の、より一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます、令和3年度に臨む施政方針とさせていただきます。

どうぞよろしく願いをいたします。

○議長（鈴木喜一郎君）町長の施政方針は以上でございます。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鈴木喜一郎君）これより議事に入ります。

初めに、承認第1号 専決処分の承認について（令和2年度五霞町一般会計補正予算（第9号））を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（染谷森雄君）承認第1号 令和2年度五霞町一般会計補正予算（第9号）につきまして、新型コロナウイルス感染症対策のため専決処分をいたしましたので、地方自治法第179条第3項により承認を求めますのでございます。

内容につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,730万2,000円を追加し、総額をそれぞれ59億795万6,000円としたものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明させていただきますので、御承認くださいますようお願いいたします。

○議長（鈴木喜一郎君）続いて、総務課長の補足説明を願います。

総務課長。

○総務課長（山中一郎君）承認第1号 令和2年度五霞町一般会計補正予算（第9号）につきまして御説明をいたします。

議案書の3ページをお願いいたします。

令和2年度五霞町一般会計補正予算（第9号）でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,730万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ59億795万6,000円と定め、補正予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

なお、当補正予算につきましては、歳入歳出ともに新型コロナウイルス感染症対策に関連

するものでございます。

続いて、8ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、18款繰入金、第2項の基金繰入金、1目財政調整基金繰入金1,730万2,000円の追加でございますが、歳入調整により増額補正をしたものでございます。

続きまして、9ページをお願いいたします。

こちらは歳出でございますけれども、2款総務費、1項総務管理費、6目企画費につきましては、役場庁内の電算ネットワークの拡充整備に係る電算委託料440万円を計上したものでございます。

次に、2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費につきましては、現在実施しておりますマイナポイントの予約者に対しまして、町独自のごかりんポイントの上乗せに係る電算委託料120万円の追加でございます。

次に、4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費につきましては、感染症予防のための消耗品等の購入費として需用費並びに備品購入費330万円の追加でございます。

次に、6款農林水産業費、1項農業費、7目多目的センター費につきましては、感染症対策として実施する多目的集会センターのトイレ等の修繕費として需用費120万円の追加でございます。

続きまして、19ページをお願いいたします。

次に、9款消防費、1項消防費、3目災害対策費につきましては、コロナ禍における災害に対処するため、需用費については避難所において体調不良者の隔離に用いる簡易テント等の消耗品として、また、備品購入費につきましては、避難所間において円滑に避難者を誘導するために用いる無線機の購入費として、合わせて691万6,000円の追加でございます。

次に、10款教育費、6項保健体育費、3目学校教育費につきましては、コロナ禍で消費が落ち込む畜産農家を支援するため、学校給食に常陸牛を使用した献立を提供するための費用として委託料28万6,000円の追加でございます。

以上の理由によりまして、補正予算の専決処分いたしましたので、御承認のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（鈴木喜一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

承認第1号を採決いたします。

承認第1号は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（鈴木喜一郎君）起立全員です。

着席願います。

よって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

◎承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鈴木喜一郎君）続いて、承認第2号 専決処分の承認について（令和2年度五霞町一般会計補正予算（第10号））を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（染谷森雄君）承認第2号 令和2年度五霞町一般会計補正予算（第10号）につきまして、新型コロナウイルス感染症等への対応のため専決処分をしたので、地方自治法第179条第3項により承認を求めるとでございます。

内容につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,775万1,000円を追加し、総額をそれぞれ59億4,570万7,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明させていただきますので、御承認くださいますようお願いをいたします。

○議長（鈴木喜一郎君）続いて、総務課長の補足説明を願います。

総務課長。

○総務課長（山中一郎君）承認第2号 令和2年度五霞町一般会計補正予算（第10号）につきまして御説明をいたします。

議案書は、13ページをお願いいたします。

令和2年度五霞町一般会計補正予算（第10号）でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,775万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ59億4,570万7,000円と定め、補正予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

なお、当補正予算につきましては、主に新型コロナウイルス感染症対応に関連するものでございます。

続きまして、18ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

14 款国庫支出金、2 項国庫補助金、3 目衛生費国庫補助金 291 万円の増額でございますけれども、ワクチンの接種体制確保に対する補助金を計上したものでございます。

次に、5 目教育費国庫補助金 120 万円の増額でございますが、学校教育活動における感染症対策に対する補助金を小学校費、中学校費にてそれぞれ計上したものでございます。

次に、18 款繰入金、2 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金 3,364 万 1,000 円の追加でございますけれども、歳入調整により増額補正をしたものでございます。

続きまして、19 ページをお願いいたします。

こちらは歳出でございます。

第 4 款衛生費、第 1 項保健衛生費、2 目予防費につきましては、感染症予防のための消耗品等の購入費として需用費 50 万 2,000 円の追加、また、ワクチン接種体制整備に係る費用として接種券の作成やシステム改修等に係る委託料並びに接種券等の郵便料 291 万 2,000 円を計上したものでございます。

次に、3 目母子衛生費につきましては、妊婦への経済支援として応援給付金並びに給付に係る口座振替手数料等 63 万 6,000 円の追加でございます。

次に、8 款土木費、3 項都市計画費、2 目公園費につきましては、ポストコロナを見据え、委託料については、住民の憩いの場である町内 19 カ所の公園等を魅力あふれる空間として再整備するための計画策定や樹木の剪定費用として、また、工事請負費については、大型遊具の設置に要する費用として、合わせて 2,000 万円の追加でございます。

続きまして、次のページ、20 ページをお願いいたします。

次に、3 目下水道費につきましては、公共下水道事業特別会計への繰入金として 1,066 万 1,000 円の追加でございます。

次に、10 款教育費、1 項教育総務費、2 目事務局費につきましては、オンライン学習等に必要な教職員の ICT 研修に関する費用として、委託料 50 万円を計上したものでございます。

次に、2 項小学校費、1 目学校管理費につきましては、感染症対策に係る消耗品等の購入費として、需用費 35 万 4,000 円の追加。また、同対策としての環境整備のための費用として工事請負費並びに備品購入費 104 万 7,000 円を計上したものでございます。

続きまして、次のページ、21 ページ下をお願いいたします。

次に、3 項中学校費、1 目学校管理費につきましては、小学校費と同様に消耗品等の購入費として需用費 14 万 6,000 円の追加、また、環境整備のための費用として工事請負費 60 万円を計上したものでございます。

次に、5 項社会教育費、2 目公民館費につきましては、感染症対策として室内換気を行うための施設の修繕に要する費用として需用費 39 万 3,000 円の追加でございます。

以上の理由によりまして、補正予算の専決処分といたしましたので、御承認のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木喜一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

承認第2号を採決いたします。

承認第2号は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木喜一郎君）起立全員です。

着席願います。

よって、承認第2号は原案のとおり承認されました。

◎承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鈴木喜一郎君）続いて、承認第3号専決処分の承認について（令和2年度五霞町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号））を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（染谷森雄君）承認第3号 令和2年度五霞町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、専決処分をいたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定により議会の承認を求めますのでございます。

内容につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,284万4,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ6億7,575万円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、御承認くださいますようよろしくお願いをいたします。

○議長（鈴木喜一郎君）続いて、上下水道課長の補足説明を願います。

上下水道課長。

○上下水道課長（大関千章君）それでは、議案書の24ページをお願いいたします。

承認第3号となります。

令和2年度五霞町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

歳入歳出予算といたしまして、第1条第1項、歳入歳出それぞれ2,284万4,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ6億7,575万円と定めるものでございます。

次に、地方債の補正でございますが、第2条、第2表地方債補正によるところでございます。

27ページをお願いいたします。

第2表地方債の補正でございます。

起債の目的といたしましては、公共下水道債として起債対象事業費の増加に伴い、限度額を490万円ほど増額し、2億1,060万円に補正するものでございます。

なお、今回の補正でございますけれども、本定例会に議案第14号として御提案させていただいております工事請負契約の変更手続等を行う必要緊急性から、国庫補助事業及び起債の対象となる事業費を調整し、去る2月8日付けで専決処分を行わせていただいたものでございます。

議案書の30ページをお願いいたします。

2の歳入でございます。

初めに、3款国庫支出金、1項、1目、1節公共下水道事業補助金。社会資本整備総合交付金といたしまして、728万3,000円を追加するものでございます。

次に、5款繰入金、1項、1目、1節一般会計繰入金1,066万1,000円の追加で、財源調整のため、一般会計から繰り入れを行うものでございます。

次に、8款町債、1項、1目、1節公共下水道債として490万円の追加でございます。

31ページをお願いいたします。

3の歳出でございます。

1款下水道事業費、1項、1目、12節委託料でございます。161万7,000円の追加でございます。内訳といたしましては、丸ポチ一つ目ですけれども、調査委託料として805万7,000円の追加でございます。こちらにつきましては、ストックマネジメント計画に基づく環境浄化センター自家発電設備更新工事の設計の前提条件となります資機材単価の市場調査に充てる費用でございます。

次に、工事設計業務委託料503万円の減でございます。これにつきましては、管路施設実施設業務委託の事業費確定によるものでございます。

次に、計画策定委託料141万円の減でございます。こちらにつきましては、広域化・共同化計画策定業務委託の事業費の確定によるものでございます。

続いて、14節工事請負費の2,122万7,000円の追加でございます。先ほど申し上げました本定例会に提案しております議案第14号 工事請負契約の変更手続に必要な予算として計上させていただいたものでございます。

以上の理由によりまして、補正予算を専決処分させていただきました。御承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（鈴木喜一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

承認第3号を採決いたします。

承認第3号は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木喜一郎君）起立全員です。

着席願います。

よって、承認第3号は原案のとおり承認されました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鈴木喜一郎君）続いて、議案第1号 五霞町教育委員会委員の任命同意について議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（染谷森雄君）議案第1号 五霞町教育委員会委員の任命同意について御提案申し上げます。

五霞町教育委員会委員の任命同意についてですが、現在、教育委員であります石塚和実氏が令和3年3月31日で特例期間の任期満了となるため、引き続き教育委員会委員として任命いたしたく、議会の同意を求めますのでございます。

特例期間とは、教育行政の継続性・安定性を確保する観点から、4年の任期である委員が毎年一人ずつ異なる年代に交代するよう調整したもので、石塚委員の任期につきましては、平成29年10月1日から令和3年3月31日までの3年6カ月になっております。今回新たに任命されますと、令和7年3月31日までの4年の任期となります。

なお、同氏の経歴書をお手元に配付しておきましたので、よろしく御審議の上、御賛同く

でございますようお願い申し上げます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木喜一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

議案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木喜一郎君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第1号は原案のとおり同意されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（鈴木喜一郎君）続いて、議案第2号 五霞町立小学校統合及び小中一貫教育準備委員会条例を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（染谷森雄君）議案第2号 五霞町立小学校統合及び小中一貫教育準備委員会条例について御提案申し上げます。

五霞町立学校のあり方については、検討会において検討を進め、町としまして令和2年12月に五霞町立小学校統合及び小中一貫教育基本方針を策定いたしました。この基本方針を踏まえ、五霞町立小学校統合及び小中一貫教育の準備に関する事項を審議するための準備委員会を設置する条例を制定するものでございます。

本定例会には、常任委員会が予定されておりますので、詳細につきましては常任委員会において御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木喜一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。
お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第2号は、会議規則第37条の規定により、お手元へ配付いたしております常任委員会議案審査付託一覧表のとおり、所管の常任委員会へ付託いたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）御異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託することに決しました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鈴木喜一郎君）続いて、議案第3号 五霞町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（染谷森雄君）議案第3号 五霞町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

令和2年度も実施しておりますが、町長、副町長、教育長の給料について、令和3年度も引き続き減額するものでございます。期間につきましては、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとなります。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（鈴木喜一郎君）続いて、総務課長の補足説明を願います。

総務課長。

○総務課長（山中一郎君）それでは、議案第3号について御説明を申し上げます。

議案第3号 五霞町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例について、議案書では39ページの新旧対照表によりまして、御説明のほうをさせていただきたいと存じます。

39ページ、お願いをしたいと思います。

左側が改正案、右側が現行でございます。

こちらの条例の改正につきましては、町長、副町長、教育長の給料の減額を現在の町の財

政状況等を考慮し、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年間、町長が10%、副町長、教育長がそれぞれ5%ずつを減額するため改正するものでございます。

説明については以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木喜一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

議案第3号を採決いたします。

議案第3号は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木喜一郎君）賛成多数です。

着席願います。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（鈴木喜一郎君）続いて、議案第4号 五霞町基金条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（染谷森雄君）議案第4号 五霞町基金条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

地方創生事業の更なる推進を図るため、企業版ふるさと納税の制度を活用し、企業からの寄附金の受け皿となる基金条例の一部を改正するものです。

本定例会には、常任委員会が予定されておりますので、詳細につきましては常任委員会において御説明申し上げますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（鈴木喜一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。
お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第4号は、会議規則第37条の規定により、お手元へ配付いたしております常任委員会議案審査付託一覧表のとおり、所管の常任委員会へ付託いたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）御異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託することに決しました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（鈴木喜一郎君）続いて、議案第5号 五霞町福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（染谷森雄君）議案第5号 五霞町福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

令和3年3月31日をもって、五霞町福祉センターひばりの里の入浴施設を廃止することに伴い、開館時間の変更及び利用料金表の改正を行うものでございます。

本定例会には常任委員会が予定されておりますので、詳細につきましては常任委員会において御説明申し上げますので、よろしく願いをいたします。

○議長（鈴木喜一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。
お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第5号は、会議規則第37条の規定により、お手元へ配付いたしております常任委員会議案審査付託一覧表のとおり、所管の常任委員会へ付託

いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）御異議なしと認めます。

よって、議案第5号は付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託することに決しました。

◎議案第6号及び議案第7号の一括上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（鈴木喜一郎君）お諮りいたします。

議案第6号 五霞町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例及び議案第7号 五霞町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、以上2件を一括して議題といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）御異議なしと認めます。

よって、議案第6号及び議案第7号を一括して議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（染谷森雄君）議案第6号 五霞町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第7号 五霞町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、一括して御提案を申し上げます。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する厚生労働省令の施行に伴い、認定こども園をはじめとした保育施設の運営基準等について関係する町条例の改正を行うものでございます。

本定例会には、常任委員会が予定されておりますので、詳細につきましては常任委員会において御説明申し上げますので、よろしく願いをいたします。

○議長（鈴木喜一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第6号及び議案第7号は、会議規則第37条の規定により、お手元へ配付いたしております常任委員会議案審査付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）御異議なしと認めます。

よって、議案第6号及び議案第7号は付託一覧表のとおり、所管の常任委員会へ付託することに決しました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（鈴木喜一郎君）続いて、議案第8号 五霞町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（染谷森雄君）議案第8号 五霞町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する厚生労働省令の施行に伴い、放課後児童支援員の認定資格、研修実施範囲及び認定資格要件が拡充されたことから、本条例において放課後児童支援員の認定資格研修の受講機会の拡充、及び認定資格要件が拡充、上位基準の改正に伴う用語の整理を行うものでございます。

本定例会には常任委員会が予定されておりますので、詳細につきましては常任委員会において御説明申し上げますので、よろしく願いをいたします。

○議長（鈴木喜一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第8号は、会議規則第37条の規定により、お手元へ配付いたしております常任委員会議案審査付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）御異議なしと認めます。

よって、議案第8号は、付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託することに決しまし

た。

◎議案第9号～議案第12号の一括上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（鈴木喜一郎君）お諮りいたします。

議案第9号 五霞町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例、議案第10号 五霞町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第11号 五霞町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第12号 五霞町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、以上4件を一括して議題といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）御異議なしと認めます。

よって、議案第9号から議案第12号までを一括して議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（染谷森雄君）議案第9号 五霞町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例、議案第10号 五霞町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第11号 五霞町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第12号 五霞町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について一括して御提案を申し上げます。

令和3年1月25日の厚生労働省令改正に伴いまして、介護予防予防サービス事業所の運営基準等について関係する町条例の改正を行うものでございます。

本定例会には、常任委員会が予定されておりますので、詳細につきましては常任委員会において御説明申し上げますので、よろしく願いをいたします。

○議長（鈴木喜一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第9号から議案第12号までは、会議規則37条の規定により、お手元へ配付いたしております常任委員会議案審査付託一覧表のとおり、所管の常任委員会へ付託いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）御異議なしと認めます。

よって、議案第9号から議案第12号までは付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託することに決しました。

◎議案第13号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（鈴木喜一郎君）続いて、議案第13号 五霞町介護保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（染谷森雄君）議案第13号 五霞町介護保険条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

介護保険法第117条の規定に基づく第8期の介護保険事業計画の策定に伴い、介護給付等サービスの円滑な提供を図るため介護保険料の見直しを実施したことにより、当該条例の保険料の改正を行うものでございます。

本定例会には、常任委員会が予定されておりますので、詳細につきましては常任委員会において御説明申し上げますので、よろしく願いをいたします。

○議長（鈴木喜一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第13号は、会議規則第37条の規定により、お手元へ配付いたしております常任委員会議案審査付託一覧表のとおり、所管の常任委員会へ付託いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）御異議なしと認めます。

よって、議案第 13 号は付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託ことに決しました。

◎議案第 14 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鈴木喜一郎君）続いて、議案第 14 号 工事請負契約の変更について（令和 2 年度五霞町環境浄化センター受変電設備更新工事）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（染谷森雄君）議案第 14 号 工事請負契約の変更について。

令和 2 年度五霞町環境浄化センター受変電設備更新工事について、御提案を申し上げます。

去る令和 2 年 12 月 4 日の令和 2 年第 4 回五霞町定例会で議決をいただきました令和 2 年度五霞町環境浄化センター受変電設備更新工事について変更契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、よろしく願いをいたします。

○議長（鈴木喜一郎君）続いて、上下水道課長の補足説明を願います。

上下水道課長。

○上下水道課長（大関千章君）議案書の 232 ページをお願いいたします。

議案第 14 号 工事請負契約の変更についてでございます。

本契約の変更につきましては、請負業者であります明協電機株式会社 北関東営業所が施工時に受変電設備周辺の調査を行ったところ、関連する設備について、既に耐用年数が超過し、老朽化が著しい機器が確認され、施工内容の変更が必要となったため、規定に従いまして契約の変更を提案するものでございます。

変更する内容につきましては、受変電設備から直接電気を充電しております一部の電気設備の老朽化が著しく、複数回の停復電を繰り返します受変電設備工事に耐えきれない可能性があるため、設置後 21 年から 35 年経過しているもののうち、返送汚泥ポンプインバーター盤、放流流量計及びポンプ吐出流量計等の電気設備・精密機器の更新を追加したものでございます。

また、変更に伴います契約金額の増額分の財源であります、国庫補助事業の対象とすることで、茨城県と協議が整い、了解を得ているところでございます。

記の部分ですけれども、変更後の請負金額は 2 億 2,086 万円。変更による増額分でございますけれども、4,906 万円となります。契約の相手方は、栃木県小山市城北 2 丁目 3 番地 10、明協電機株式会社 北関東営業所 所長 中野 浩でございます。

なお、工期につきましては、必要な期間を確保するため、繰り越しを予定しているところ

でございます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木喜一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〔「議長、すみません」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）はい、上下水道課長。

○上下水道課長（大関千章君）すみません。先ほど来、変更請負金額等を申し上げまして、2億2,286万円と。その数字でございます。

よろしく願いいたします。ご訂正のほうをお願いします。

○議長（鈴木喜一郎君）議案第14号を採決いたします。

議案第14号は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木喜一郎君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。

再開を11時50分といたします。

休憩 午前11時43分

再開 午前11時50分

○議長（鈴木喜一郎君）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎議案第15号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（鈴木喜一郎君）続いて、議案第15号 五霞町福祉センター「ひばりの里」の指定管理者の指定についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（染谷森雄君）議案第 15 号 五霞町福祉センター「ひばりの里」の指定管理者の指定について御提案申し上げます。

五霞町福祉センター「ひばりの里」の指定管理につきましては、平成 30 年度から五霞町社会福祉協議会を指定管理者に指定し、令和 3 年 3 月末をもって 3 年間の指定管理期間が終了となります。指定管理期間の満了に伴い、五霞町福祉センター「ひばりの里」の指定管理者の指定を行うため、地方自治法第 244 条の第 4 条の 2 第 6 項の規定に基づき、本案を提案させていただくものでございます。

本定例会には常任委員会が予定されておりますので、詳細につきましては、常任委員会において御説明申し上げますので、よろしく願いをいたします。

○議長（鈴木喜一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第 15 号は、会議規則第 37 条の規定により、お手元へ配付いたしております常任委員会議案審査付託一覧表のとおり、所管の常任委員会へ付託いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）御異議なしと認めます。

よって、議案第 15 号は、付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託することに決しました。

◎議案第 16 号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（鈴木喜一郎君）続いて、議案第 16 号 五霞町多目的集会センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（染谷森雄君）議案第 16 号 五霞町多目的集会センターの指定管理者の指定について御提案申し上げます。

五霞町多目的集会センターの指定管理につきましては、平成 30 年度から五霞町商工会を

指定管理者に指定し、令和3年3月末をもって3年間の指定管理期間が終了となります。指定管理期間の満了に伴い、五霞町多目的集会センターの指定管理者の指定を行うため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、本案を提案させていただくものでございます。

本定例会には、常任委員会が予定されておりますので、詳細につきましては常任委員会において御説明申し上げますので、よろしく願いをいたします。

○議長（鈴木喜一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第16号は、会議規則第37条の規定により、お手元へ配付いたしております常任委員会議案審査付託一覧表のとおり、所管の常任委員会へ付託いたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）御異議なしと認めます。

よって、議案第16号は、付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託することに決しました。

◎議案第17号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（鈴木喜一郎君）続いて、議案第17号 町道の廃止についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（染谷森雄君）議案第17号 町道の廃止について御提案申し上げます。

今回、廃止をお願いいたします町道は、幸主地内の町道2220号線、1路線について町道の廃止を提案するものでございます。

本定例会には、常任委員会が予定されておりますので、詳細につきましては常任委員会において御説明申し上げますので、よろしく願いをいたします。

○議長（鈴木喜一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第 17 号は、会議規則第 37 条の規定により、お手元へ配付いたしております常任委員会議案審査付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託いたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）御異議なしと認めます。

よって、議案第 17 号は、付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託することに決しました。

◎議案第 18 号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（鈴木喜一郎君）続いて、議案第 18 号 町道路線の変更についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（染谷森雄君）議案第 18 号 町道路線の変更について御提案申し上げます。

今回の路線の変更をお願いいたします町道は、2カ所、3路線でございます。

1カ所目は、土与部、原宿台、元栗橋地内の町道 6 号線でございます。

2カ所目は、幸主地内の町道 2214 号線及び町道 2221 号線の 2 路線でございます。

以上、この 3 路線について、町道路線の変更を提案するものでございます。

本定例会には、常任委員会が予定されておりますので、詳細につきましては常任委員会において御説明申し上げますので、よろしく願いをいたします。

○議長（鈴木喜一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第 18 号は、会議規則第 37 条の規定により、お手元へ配付いたしております常任委員会議案審査付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託いたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）御異議なしと認めます。

よって、議案第 18 号は、付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託することに決しました。

◎議案第 19 号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（鈴木喜一郎君）続いて、議案第 19 号 町道の認定についてを議題といたします。
町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（染谷森雄君）議案第 19 号 町道の認定について御提案申し上げます。

今回、認定をお願いいたします町道は、幸主地内の町道 3468 号線、1 路線について町道の認定を提案するものでございます。

本定例会には、常任委員会が予定されておりますので、詳細につきましては常任委員会において御説明申し上げますので、よろしく願いをいたします。

○議長（鈴木喜一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第 19 号は、会議規則第 37 条の規定により、お手元へ配付いたしております常任委員会議案審査付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託いたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）御異議なしと認めます。

よって、議案第 19 号は、付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託することに決しました。

◎議案第 20 号～議案第 26 号の一括上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（鈴木喜一郎君）お諮りいたします。

議案第 20 号 令和 2 年度五霞町一般会計補正予算（第 11 号）から議案第 26 号 令和 2 年度五霞町水道事業会計補正予算（第 3 号）までは、各会計の補正予算でございますので、一括して議題といたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）御異議なしと認めます。

よって、議案第 20 号から議案第 26 号までを一括して議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（染谷森雄君）議案第 20 号 令和 2 年度五霞町一般会計補正予算（第 11 号）、議案第 21 号 令和 2 年度五霞町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）、議案第 22 号 令和 2 年度五霞町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）、議案第 23 号 令和 2 年度五霞町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）、議案第 24 号 令和 2 年度五霞町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）、議案第 25 号 令和 2 年度五霞町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）、議案第 26 号 令和 2 年度五霞町水道事業会計補正予算（第 3 号）につきまして一括して御提案を申し上げます。

初めに、議案第 20 号 令和 2 年度五霞町一般会計補正予算（第 11 号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 4,458 万 7,000 円を追加し、総額をそれぞれ 59 億 9,029 万 4,000 円とするものでございます。

次に、議案第 21 号 令和 2 年度五霞町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 922 万 8,000 円を追加し、総額をそれぞれ 11 億 1,550 万円とするものでございます。

次に、議案第 22 号 令和 2 年度五霞町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 519 万 7,000 円を追加し、総額をそれぞれ 1 億 9,820 万円とするものでございます。

次に、議案第 23 号 令和 2 年度五霞町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ 3,594 万 8,000 円を減額し、総額をそれぞれ 8 億 1,995 万 5,000 円とするものでございます。

次に、議案第 24 号 令和年度五霞町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ 1,241 万 3,000 円を減額し、総額をそれぞれ 6 億 6,333 万 7,000 円とするものでございます。

次に、議案第 25 号 令和 2 年度五霞町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ 180 万 6,000 円を減額し、総額をそれぞれ 1 億 9,095 万 2,000 円とするものでございます。

次に、議案第 26 号 令和年度五霞町水道事業会計補正予算（第 3 号）ですが、収益的収入及び支出において収入・支出ともに 263 万円を減額するものでございます。

また、資本的収入及び支出において、収入から 293 万 5,000 円を支出から 297 万 2,000 円を減額するものでございます。

これら各会計の補正予算につきましては、本定例会には常任委員会が予定されておりますので、詳細につきましては常任委員会において御説明申し上げますので、よろしくお願

をいたします。

○議長（鈴木喜一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第 20 号から議案第 26 号までは、会議規則第 37 条の規定により、お手元へ配付いたしております常任委員会議案審査付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）御異議なしと認めます。

よって、議案第 20 号から議案第 26 号までは、付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託することに決しました。

◎議案第 27 号～議案第 33 号の一括上程、説明

○議長（鈴木喜一郎君）お諮りいたします。

議案第 27 号 令和 3 年度五霞町一般会計予算から議案第 33 号 令和 3 年度五霞町水道事業会計予算までは、令和 3 年度各会計予算でございますので、一括して議題といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）御異議なしと認めます。

よって、議案第 27 号から議案第 33 号までを一括して議題といたします。

町長からそれぞれ提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（染谷森雄君）議案第 27 号から議案第 33 号につきましては、それぞれ令和 3 年度の当初予算でございますが、一括して御提案を申し上げます。

議案第 27 号が令和 3 年度五霞町一般会計予算、議案第 28 号が令和 3 年度五霞町国民健康保険特別会計予算、議案第 29 号が令和 3 年度五霞町後期高齢者医療特別会計予算、議案第 30 号が令和 3 年度五霞町介護保険事業特別会計予算、議案第 31 号が令和 3 年度五霞町公共下水道事業特別会計予算、議案第 32 号が令和 3 年度五霞町農業集落排水事業特別会計予算、議案第 33 号が令和 3 年度五霞町水道事業会計予算でございます。

一般会計予算は 44 億 7,000 万円。特別会計 5 会計の予算合計は 28 億 3,268 万 2,000 円

で、一般会計と特別会計の総額は73億268万2,000円でございます。

次に、水道事業会計ですが、収益的収入及び支出において、収入・支出ともに4億4,500万5,000円。資本的収入及び支出においては、収入は7億1,048万6,000円。支出は8億3,305万6,000円でございます。

これら各会計予算につきましては、本定例会には予算特別委員会が予定されておりますので、詳細につきましては、予算特別委員会において御説明申し上げますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（鈴木喜一郎君）次に、本来ならば、各担当課長から各会計予算の補足説明を願うところではありますが、予算特別委員会へ付託を予定しておりますので、補足説明を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）御異議なしと認め、補足説明は省略いたします。

以上で、各会計予算についての説明が終わりました。

◎発議第1号の上程、説明、採決

○議長（鈴木喜一郎君）続いて、発議第1号 五霞町議会予算特別委員会の設置を議題といたします。

本案の提出者であります宇野進一君から提案理由の説明を求めます。

宇野議員。

〔8番 宇野進一君 登壇〕

○8番（宇野進一君）8番議員の宇野です。

発議第1号 五霞町議会予算特別委員会の設置についての提案理由を申し上げます。

町長の令和3年度政府方針での町の予算案によると、歳入面では、税制改正や新型コロナウイルス感染症の影響等により町税の大幅な減収が見込まれ、また、歳出では主要幹線道路の整備や小学校統合等に向けた準備、下水道施設の大規模な統合業務等が予定をされています。

このように、令和3年度におきましても引き続き、財政状況は非常に厳しく、更なる削減に向けた行財政運営が強く求められるところでございます。

しかしながら、我々議会といたしましては、常に安心して安全な町民生活の確保を最優先とし、安定した持続可能な行財政運営の確立を目指すべく、令和3年度の予算審査に当たり慎重に審査すべきものと考え、予算特別委員会の設置を別紙のとおり提案するものであります。

議員各位には、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（鈴木喜一郎君）以上で説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案は、質疑・討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）御異議なしと認めます。

よって、本案は直ちに採決することに決しました。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）御異議なしと認めます。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第27号から議案第33号の委員会付託

○議長（鈴木喜一郎君）お諮りいたします。

議案第27号 令和3年度五霞町一般会計予算から議案第33号 令和3年度五霞町水道事業会計予算までの令和3年度各会計予算については、9人の委員で構成する予算特別委員会へ付託し審査することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）御異議なしと認めます。

よって、議案第27号から議案第33号までは付託一覧表のとおり予算特別委員会へ付託することに決しました。

◎請願第1号の上程、委員会付託

○議長（鈴木喜一郎君）続いて、請願第1号 茨城県に対し、新県道幸手-境線における交通安全施設と交通規則を求める意見書の提出を求める請願を議題といたします。

お諮りいたします。

請願第1号は、会議規則87条の規定により所管の常任委員会へ付託いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）御異議なしと認めます。

よって、請願第1号は所管の常任委員会へ付託することに決しました。

◎散会の宣告

- 議長（鈴木喜一郎君）以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。
これにて解散いたします。
長時間にわたり大変御苦労さまでした。

散会 午後 零時 12分

